

4. 請求の理由

1) 概要

がれきの広域処理をめぐる客観的事実を考えたとき、現状で岩手県発のがれきの受け入れは、法令に基づく審査を得て、確実に交付金の支給を受けることができるという保証は無く、自治体財政に穴を開けることになる。

現状では、富山県が岩手県との委託契約や再委託契約によって、岩手県山田町のがれきの受け入れを進める理由は、「復興の妨げ」「精神面でも大きな負担になっている」となっている。このように今回のがれきの受け入れは、契約の一方の当事者に判断を預けている。しかし「現地が手に余ると言っている」という前提の判断の下にがれきの広域化を進めれば、まったく無駄に税金である広域化費用を使うことになる。

2) 広域化の必要性の示されない広域化処理は、財政に欠損を与える。

通常、測定調査会社が、実際に測定し測定結果に誤りが見つかったときには、それ以外の測定結果についても、再測定を行い、測定結果に誤りが無いかを見直すのは通常の措置である。そうした事例としては、自動車や給湯器などで一部で事故があったときに、リコールで対処する。

今回は岩手県発のがれきの広域化で、埼玉県（岩手県野田村）、静岡県（山田町、大槌町）へのがれきの持ち込みの終息理由は、再調査の結果、広域化予定していた「木くず」が、それぞれ昨年契約時の予定量の1/10、1/7しかなかったということであった。それも数ヶ月で1/10、1/7になったということである。

この調査は、いずれも岩手県が専門の調査会社「O株式会社」に調査させたものである。埼玉県に持ち込んだ野田村の場合がれきの処理量が減った理由として以下の3点を先の埼玉県のHP(甲第10号証)上で挙げている。

- ① 重量計算に当たっての比重が予測より低かった。0,55トン/m³→0,25～0,30トン。
- ② 柱材・角材の山は、100%と予測。実態は、土砂付着。
- ③ 混合物は、「柱材・角材」が10%含まれていると予測。しかし2,5%でしかなかった。

つまり目の前に積みあがっている柱材や角材から木くずの重量を推定するときが一番基本になる容積あたりの重量を示す比重を間違い、がれきの山の下に土砂の山があったことを見落とし、混合物に混入している可燃物の量を4倍近く見誤ったというのである。そしてそれらを加算して実際の量を10倍も間違えたというのである。

しかし測定したのは、役所の職員ではなく、入札の結果依頼した専門調査会社である。(にわかには信じがたいような測定ミスというより「誤った測定」である)

岩手県発のがれき広域化に係わる場所は、同じ調査会社が担当しているという。当然他の県、大阪や富山、秋田に出すにあたって同じ間違いを犯していることが考えられる。したがって大阪府・市や、富山県、秋田県などに持ち込む予定のがれきの量を測定しなおす必要がある。

測定会社が測定した前のデータのままで、がれきの処理必要量を算定し、がれきの広域化の必要性を計算することは、明らかに必要の無いがれき広域化を進めることになる。

今回の場合がれきの処理には、交付金(=補助金)が100%つくことになっている。したがってがれきの処理量は、そのまま金銭に換算されることになる。

その点を調査せず、現状のまま広域化の計画を進めることは、意識的に無駄遣いをするものと指摘されるだろう。それは犯罪行為にもなる。

(2) 岩手県発のがれき広域化量の見直しをせず広域化を行うことは、違法処理となる。

大阪、富山県、秋田に持って行く分についても、再調査すれば、極端に減ることが確実に予想される。処理必要量を再調査の上見直せば、それに基づき、「処理必要量」「県内処理可能量」の確定を行い、「広域化必要量」について定めることになる。

1月25日、岩手県知事への「岩手県は広域化を見直しするつもりはないか」という質問に「比重との関係で現在精査中」と答えている。(甲13号証)

岩手県は、まずがれきの量の「精査」を行い、広域化がそもそも必要なのかを検証し、必要量を換算し、広域化しなければ、違法処理となる。

(3) 県内処理の確定の上で広域化の必要性の検証が行われていない。

がれきの処理量=処理必要量についてのデータの公開を行っていないことに加え、県内処理でどれだけ処理が可能かについても岩手県は曖昧にしている。

岩手県の県内での処理可能量は、岩手県発表の「岩手県詳細計画・改訂版」(2012年5月)のP49には、岩手県では、

i) 既設の清掃工場の焼却炉 日量 225 トン

ii) 仮設焼却炉 日量 195 トン

iii) セメント工場での処理 日量 770 トン

と日量1190トン処理できることが示されている。

もともとのがれきの発生量やその後のがれき処理量の算定値から行って、県内で日量1190トン処理すれば、十分に県内処理で処理できるという計算が成り立つ。静岡県に市民団体からそのような質問が出されていたが、その後埼玉県や静岡県で大幅ながれき(=木くず)の下方修正がなされた。計り方の基本に間違いがあったということであり、新たな計り方で測定すれば、処理必要量は大幅に減ることが予想される。県内処理可能量を示し、広域化が必要かを数字上も示すことが求められている。そのことなしには、やはり広域化は違法処理となる。